

一般社団法人 北海道中小企業家同友会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人 北海道中小企業家同友会といます。

(主たる事務所等)

第 2 条 この法人は主たる事務所を札幌市に置きます。

2. この法人は、理事会の決議により従たる事務所（以下、支部と呼びます）を設置することができます。

第 2 章 目的及び事業等

(目 的)

第 3 条 この法人は、中小企業家の自主的・民主的な組織として次のことを目的に活動をすすめます。

- (1) 同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して、企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくることをめざします。(良い会社をつくろう)
- (2) 同友会は、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。(良い経営者になろう)
- (3) 同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく経済・社会・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本と北海道経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。(良い経営環境をつくろう)

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を会員の力を合せて達成して行くために、次のような事業を行います。

- (1) 経験・知識・技術・経済などあらゆる分野にわたる交流を図り、“知りあい・学びあい・援けあい”を促す運動。
- (2) 労使が共に学び合う立場からの各種教室の開催をはじめ、労働力の確保と定着化、労使の信頼と協力関係の確立など、中小企業における労使問題を創造的に解決して行くための活動。

- (3) 会員の相互の親しみと信頼を基礎に、自主的な共同・協業化をすすめる活動。
- (4) 会員に情報を提供し、会の団結をはかるために必要な資料、機関誌（紙）の発行。
- (5) 学識経験者、他団体などに蓄積された知恵をひろく吸収する活動。
- (6) 中小企業の経営を守り、繁栄を促すために、国や地方自治体、その他に対する働きかけ。
- (7) 中小企業家の幅広い協力と団結をつくりあげるために、中小企業家同友会全国協議会に加盟しその発展強化を図るとともに、あらゆる中小企業関係団体との協調、交流をすすめる活動。
- (8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会員及び社員

(会員及び社員)

第 5 条 この法人の趣旨に賛同する中小企業家、およびそれに準ずる者は、業種にかかわらず誰でも会員になることができます。

2. この法人は、会員の中から選出された代議員をもって、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下、「法人法」という）上の社員とします。

3. 会員は、代議員によって行使される社員（代議員）総会の議決権を除き、法人法に規定された社員（代議員）の権利を、社員（代議員）と同様にこの法人に対して行使することができます。

(代 議 員)

第 6 条 代議員の定数は、支部均等割り分（一支部 3 名）と支部会員比例分（会員 20 名につき 1 名）の合計とします。なお、会員比例分の基準日は理事会で定めることとします。

2. 代議員は会員で構成される支部の定時総会で選任します。

3. 代議員の任期は、選任された日から翌事業年度の定時支部総会の終結までとし、再任を妨げません。

4. 代議員は、会員の資格を喪失した場合には、その地位を失います。

5. 代議員が欠けた場合には、当該代議員を選出した支部において総会を開催し欠員を補充することができます。この場合の代議員の任期は、前任者の残任期間とします。

(入 会)

第 7 条 この法人に入会を希望する者は、会員 1 名以上もしくは事務局の推薦を得て入会申込書に入会金・会費をそえて申し込み、常任理事会の承認を得るものとします。

(入会金、会費)

第 8 条 入会金は 20,000 円、会費は一名につき月額 4,000 円とし原則として 6 カ月分を前納するものとします。但し、再入会の場合の入会金は 5,000 円とします。会費には、中小企業家同友会全国協議会分担金、機関誌・紙代が含まれます。

(会員の退会等)

第 9 条 会員が退会を希望する場合は、常任理事会に対し退会の申し出をし、任意に退会することができます。

2. 会員が著しく会の規律を乱したり、名誉を汚すような言動を行った場合、社員（代議員）総会の決議により退会していただくこともあります。
3. 会員がたびたびの請求にもかかわらず、会費を 1 年間滞納した場合は、会員資格を喪失するものとします。
4. 前 3 項の場合は、当月分までの会費を納入し、すでに納入した入会金・前納会費は返戻しません。

(運 営)

第 10 条 この法人は、会員の悩み・意見・要求を基礎に運営され、考え方・経験・年齢にかかわらず会員は誰もが対等平等な関係であり、民主的な運営をなによりも大切にします。

(政党との関係)

第 11 条 この法人は、目的を達成するためにすべての政党とわけへだてのない関係を築きます。また、この法人は、会員個人の思想信条の自由を保障し、特定の政党と特別な関係を持ちません。

第 4 章 機 関

(社員（代議員）総会)

第 12 条 社員（代議員）総会は最高の決定機関で、①活動の総括、②活動方針の決定、③決算及び予算の承認、④定款の変更、⑤理事、監事の選任、解任、⑥解散、⑦その他法令・定款で定めた事項を決議します。

2. 総会は、議決権数の 3 分の 2 以上の出席（委任状を含みます）で成立します。議決権は、社員（代議員）1 名につき 1 個とします。議決は全員一致をめざして討議を深め、出席者の 3 分の 2 以上の賛成によるものとします。但し、本項に、法令に別段の定めがあるときを除きます。
3. 定時総会は、毎事業年度の終了後 2 カ月以内に年 1 回開催し、理事会の決議に基づき代表理事が招集します。臨時総会は必要がある場合に開催します。総社員の議決権

の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事会に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができます。

(社員（代議員）総会議事録)

第13条 社員（代議員）総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければなりません。

(理事会)

第14条 この法人に理事会を設けます。

2. 理事会は、この法人の業務執行を決定する機関で、過半数の出席で成立し、原則として3カ月に1回開催します。理事会の招集は代表理事が行います。
3. 前項の外、理事会は、代表理事と専務理事が共に必要と認めるとき、および理事の3分の1以上の申出があった場合に開催します。
4. 議決は全員一致をめざして討議を深め、出席者の3分の2以上の賛成によるものとします。
5. 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなします。

(理事会議事録)

第15条 理事会の決議については、法令で定めるところにより、議事録を作成します。

2. 代表理事は、前項の議事録に署名又は記名押印します。

(常任理事会)

第16条 常任理事会は、社員（代議員）総会、理事会の決定に従い、理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を議決します。

2. 常任理事会は、代表理事と専務理事が共に必要と認めるときに代表理事が招集し、過半数の出席で成立します。
3. 議決は全員一致をめざして討議を深め、出席者の3分の2以上の賛成によるものとします。

(各機関に対する意見表明)

第17条 会員は誰もが、会のいかなる機関に対しても自由に意見を述べる事ができます。各機関では、提出された意見に対し誠実に検討・審議し、回答いたします。

第 5 章 役 員

(役 員)

第 18 条 この法人に次の役員を置きます。

- (1) 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務を執行します。理事は、80 名以上 120 名以内とし、社員（代議員）総会で選任します。理事は会員より選任しますが、必要あるときは会員外からも選任できるものとします。
- (2) 代表理事は、会務の全般を統括し、内外にこの法人を代表します。代表理事の人数は理事会が決定し、理事会において選定します。
- (3) 副代表理事は、代表理事をたすけて業務の全般を補佐し、代表理事に事故ある時はその職務を代行します。副代表理事の人数は理事会が決定し、理事会において選任します。
- (4) 専務理事は、代表理事、副代表理事をたすけて会の総務を統括し、代表理事、副代表理事に事故あるときはその職務を代行します。専務理事は 1 名とし、理事会において選任します。
- (5) 常任理事は、本会の常務を審議処理します。常任理事は 30 名以内とし、理事会において選任します。
- (6) 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成します。監事は、社員（代議員）総会において会員から 2 名選任します。
- (7) 名誉役員：理事会は、理事経験者、その他永年にわたりこの法人の発展に貢献した会員にたいして、相談役・顧問等を委嘱することができます。

(役員任期)

第 19 条 理事の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員（代議員）総会の終結の時までとし、再任を妨げません。

2. 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員（代議員）総会の終結の時までとし、再任を妨げません。

第 6 章 支部・委員会及び事務局

(支 部)

第 20 条 この法人は、地域単位ごとに支部を設置します。支部の設立は理事会の決定によります。支部活動は、社員（代議員）総会、理事会の方針に沿って行い、その運営については別に定める支部運営規程によるものとします。

(委員会)

第 21 条 この法人の事業を推進するために、理事会は必要な委員会を設置します。委員会の設置・運営に関する取り決めは総務運営規程によるものとします。

(事務局)

第 22 条 この法人は、運営を円滑に行うため事務局を設け、事務局員をおきます。事務局員の任免、待遇については常任理事会が決定します。

第 7 章 会計及び資産

(財政・基金)

第 23 条 この法人の財政は、入会金・会費・特別会費・寄附金・その他の収入で運営します。

2. この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができます。
3. 拠出された基金はこの法人が解散するときまで返還しません。
4. 社員（代議員）総会において基金の返還について決議した後の基金の返還に関する具体的事項については理事会が決定します。

(事業年度)

第 24 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとします。

(剰余金の分配の禁止)

第 25 条 この法人は、剰余金を分配することができません。

第 8 章 定款の変更及び解散・残余財産の帰属

(定款の変更)

第 26 条 この定款の変更は、社員（代議員）総会の決議を必要とします。

(解散)

第 27 条 この法人は、社員（代議員）総会の議決その他法令で定められた事由により解散します。

(残余財産の帰属)

第 28 条 この法人が解散したときに残存する財産は、類似の目的を持つ一般社団法人に譲渡するものとします。

第 9 章 公告の方法

(公 告)

第 29 条 この法人の公告は電子公告により行います。ただし、やむをえない事由により電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法により行います。

第 10 章 附 則

(最初の事業年度)

第 30 条 この法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとします。

(法令の準拠)

第 31 条 この定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令によるものとします。

(設立時社員の氏名及び住所)

第 32 条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、別紙のとおりとします。

以上、一般社団法人北海道中小企業家同友会を設立するため、別紙記載の発起人の定款作成代理人である蛭田清樹郎は、電磁的記録を以て本定款を作成し、電子署名する。

平成 21 年 5 月 18 日

平成 22 年 5 月 21 日 第 42 回社員総会にて一部変更

一般社団法人 北海道中小企業家同友会支部運営規程

第 1 条 この規程は、一般社団法人北海道中小企業家同友会定款第 20 条に基づいて支部を運営するための基準を定めたものです。

第 2 条 この規程に定めのない事項は、理事会の決定に従ってその地域の実情に適應するかたちで具体化し運営するものとします。

第 3 条 支部には次の機関を置きます。

(1) 支部総会

支部総会は支部の最高の決定機関で、定時総会は年 1 回、原則として道の社員総会の前に開催し、支部長が召集します。支部総会は会員の過半数の出席(委任状を含みます)で成立します。

臨時総会は、支部会員の 3 分の 1 以上の要請、支部幹事会が必要と認めたときに開催します。

支部総会の議決は全員一致をめざして討議を深め、出席者の 3 分の 2 以上の賛成によるものとします。

(2) 幹事会

幹事会は、支部の業務執行を決定する機関で、原則として 3 カ月 1 回開催します。幹事会は支部長が召集し、正・副支部長と幹事で構成します。幹事会は、構成員の過半数(委任状を含む)の出席によって成立します。

幹事会の議決は全員一致をめざして討議を深め、出席者の 3 分の 2 以上の賛成によるものとします。

第 4 条 支部には次の役員を置きます。

(1) 幹事

若干名とし、支部総会で選出します。

(2) 支部長

支部会務を統括し、内外に支部を代表します。支部長は、幹事の互選とします。

(3) 副支部長

支部長をたすけて会務を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行します。副支部長は若干名とし、幹事の互選とします。

(4) 幹事長

支部の内務活動を統括し、支部長又は副支部長に事故あるときは支部長の職務を代行します。幹事長は幹事の互選とします。

(5) 会計監査

2名を支部総会で選出します。

(6) 名誉役員：幹事会は永年にわたり支部の発展に貢献した会員にたいして、相談役・顧問等を委嘱することができます。

なお、役員任期は1年とし、再選は妨げません。

第5条 支部の財政は、入会金・会費の中から理事会によって定められた支部還元金及び寄付金、その他の収入でまかないます。予算及び決算は総会の承認を得るものとします。

ただし、独自の財政を持って活動するにいたらない支部は、理事会の決定により隣接する支部と共同で財政を持つことができます。

第6条 支部には、実情に応じて地区会を置くことができます。地区会の運営は、支部幹事会で選ばれた地区幹事を中心に行います。

第7条 この規程の改定は理事会が行います。

〈付 則〉

第8条 この規程は、1983年4月22日より実施します。

(1986年3月17日第12回理事会において一部改正)

(1987年3月24日第8回理事会において一部改正)

(1988年2月23日第5回理事会において一部改正)

(2010年3月18日第5回理事会において一部改正)

(2010年6月17日第2回理事会において一部改正)

一般社団法人 北海道中小企業家同友会総務運営規程

第 1 章 総 則

第 1 条 この規程は、定款の精神に基づいて、会を自主的、民主的に運営するための基準を定めたものです。

第 2 条 この規程に定めていない事項は、理事会の決定に従います。

第 2 章 理事会の権限と運営

第 3 条 理事会は、一般社団及び一般財団法人に関する法律に基づき、以下の権限を持ち、またこの権限を理事に委任することはできません。

- 一 重要な財産の処分及び譲り受け
- 二 多額の借財
- 三 重要な使用人の選任及び解任
- 四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- 五 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

第 4 条 総会で新しく選任された理事は、総会後ただちに第 1 回理事会を開催し、代表理事、専務理事、中同協幹事候補を互選します。第 1 回理事会は事務局長が司会するものとします。

第 5 条 第 2 回理事会は、総会開催日より少なくとも 30 日以内に開催し下記に定める各種委員会、支部担当等の分担を決めます。

(1) 委 員 会

- | | | |
|------------|------------|----------------|
| ① 財務委員会 | ② 政策委員会 | ③ 共有委員会 |
| ④ 共同求人委員会 | ⑤ 厚生労働委員会 | ⑥ 産学官連携委員会 |
| ⑦ 障害者問題委員会 | ⑧ 組織・企画委員会 | ⑨ 経営指針づくり推進委員会 |
| ⑩ 環境問題委員会 | ⑪ 広報・情報委員会 | |

(2) 特別委員会

上記の委員会のほか、理事会は一定の期間を定めて特別委員会を設置することができます。

(3) 支 部

- | | | |
|-----------|-----------|-------------|
| ① 札幌支部 | ② 釧路支部 | ③ 帯広支部 |
| ④ 旭川支部 | ⑤ 函館支部 | ⑥ しりべし・小樽支部 |
| ⑦ 南空知支部 | ⑧ 苫小牧支部 | ⑨ 西胆振支部 |
| ⑩ オホーツク支部 | ⑪ 南しれとこ支部 | ⑫ 根室支部 |

第 6 条 前条(1)の各委員会の正副委員長は、分担が決まった後理事会で選任します。

第 7 条 任期中に、やむを得ない事情で理事が辞任を申し出た場合は理事会の承認を得たのち、ニュース、機関紙などで全会員に報告するものとします。

第 8 条 理事会は、定款の定めに基づいて原則として3カ月に1回開催し、会の運営、組織全般について全理事がよく掌握し、会員の要望に応じて積極的に活動するようにつとめます。欠席した理事には、文書その他の方法で討議の内容、決定を知らせるようにします。

第 9 条 各理事は、常に会員の要望に耳を傾け、例会その他の催しには可能な限り出席して会員と接触し、会の新鮮な活動を保障するようにつとめます。

第 10 条 理事会の議長はもちまわりとして、理事会において次回理事会の開催日と共に決定します。

第 3 章 表 彰

第 11 条 会員が著しく会の名誉と発展のために貢献した場合、理事会の決定により表彰します。その方法については、その都度理事会が決めます。

第 4 章 謝礼、旅費、宿泊費

第 12 条 会員が例会、研究会、その他で発表をつとめる場合は、“共に学びあい、援けあう”精神にてらして、原則として謝礼は支払わないものとします。ただし、弁護士、税理士、コンサルタントなどの専門職の立場から発表を依頼した場合は、専務理事、事務局長が協議の上薄謝を呈することがあります。

第 13 条 理事または会員が同友会活動として公的に出張する場合には、旅費、食費、宿泊代の実費を支給します。ただし、会社の所要と兼ねた場合には、その割合に応じて妥当な額とします。

第 5 章 慶弔、見舞金等

第 14 条 会員の身近に慶弔事があった場合、ならびに会員が病気や災害にあったときなどには、代表理事、専務理事、事務局長が必要と認めた場合、20,000 円の範囲内において慶弔、見舞の意を表するものとします。

なお、事情によって特に増額を要すると思われる場合は、上記3者が協議して処理し、次回に開催される理事会に報告するものとします。

第 6 章 常勤役員の待遇

- 第 15 条 役員は原則無報酬とします。ただし、常勤する役員には報酬を支給することができます。支給額については常任理事会が決定します。
- 第 16 条 常勤役員の勤務、サービスについては、就業規則を準用します。
- 第 17 条 常勤役員が同友会の役員として得た講演料、原稿料などは、同友会の収入とします。
- 第 18 条 常勤役員の退職金は、常任理事会の発議によって理事会が決定します。
- 第 19 条 常勤役員が他の公職に就任する場合は、理事会の承認を得るものとします。ただし、緊急を要し、理事会開催までに許諾の回答が必要な場合は、代表理事、組織企画委員長
の承認を得、次回の理事会において事後承諾を得るものとします。理事会において否認された場合は、公職を辞任するものとします。

第 7 章 会計処理

- 第 20 条 会計処理は別に定める「会計処理規程」によるものとします。

第 8 章 役員候補の推薦、選考

- 第 21 条 常任理事会は役員選考委員会を設置し、委員を指名します。
- 第 22 条 会員は誰もが自由に立候補し、また予め本人の承諾を受けて誰もが推薦できるものと
し、少なくとも総会の 50 日前までに、所属する支部の幹事会に立候補、推薦の届出がで
きるよう全会員に公告します。
- 第 23 条 支部幹事会は、立候補、会員推薦の候補者を含めて、幹事会として推薦する候補者を
選考し、役員選考委員会に推薦するものとします。
- 第 24 条 常任理事会は次期役員候補を役員選考委員会に推薦します。
- 第 25 条 役員選考委員会は次期役員候補を選考し、理事会に提案するものとします。
- 第 26 条 役員選考委員長は、理事会を代表して次期役員を総会に提案します。
- 第 27 条 役員選考の基準は次の通りとします。
- (1) 同友会の理念をよく理解し、人格、識見共にすぐれ、社会的信望が厚い人。
 - (2) 業種、年齢、性別、業容、地域なども十分に配慮し、各業界地域の要望や状況が反
映され、会内に常に新風が吹き込まれるような構成にします。
 - (3) 現役員の再認にあたっては、理事会をはじめ各種企画への出席状況、大局的な立場
から見ての貢献可能条件などを考慮に入れます。
 - (4) 新旧の交代を心掛けると共に、運動の連続性、理事会の果たすべき役割の大きさな
どを勘案して、無責任な輪番制、総入れ替えなどは行わないものとします。

第 9 章 付 則

第 28 条 この規程は、1978 年 3 月 1 日より発効します。

第 29 条 この規程の改廃は理事会が行います。

(1978 年 10 月 26 日開催の理事会において、第 5 章第 14 条を改正即日発効しました。)

(1986 年 4 月 17 日開催の理事会において、第 2 章第 4 条、第 7 条を改正即日発効しました。)

(1990 年 3 月 23 日開催の理事会において、第 1 章第 4 条(1)を改正即日発効しました。)

(1991 年 2 月 20 日開催の理事会において、第 9 章第 38 条を改正即日発効しました。)

(1993 年 3 月 23 日開催の理事会において、第 2 章第 4 条(1)、第 8 章第 27 条・28 条を改正即日発効しました。)

(1998 年 3 月 24 日開催の理事会において、第 2 章第 4 条、第 5 条を改正即日発効しました。)

(2001 年 12 月 11 日開催の理事会において第 4 条、第 12 条、第 15 条、第 18 条、第 19 条、第 22 条、第 25 条、第 27 条以下、30 条までを改正即日発効しました。)

(2002 年 7 月 3 日開催の理事会において、第 4 条(2)を改正即日発効しました。)

(2010 年 3 月 18 日開催の理事会において改正し即日発効しました。)

(2010 年 6 月 17 日開催の理事会において改正し即日発効しました。)

一般社団法人 北海道中小企業家同友会 会計処理規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人 北海道中小企業家同友会（以下、当会という）の定款、総務運営規程、支部運営規程に基づき、当会における会計処理に関する基本を定めたものです。当会の正味財産増減の状況並びに財政状態について、それぞれの内容を正確かつ迅速に把握し、活動の効率的な運営を図ることを目的とします。

(適 用)

第 2 条 会計処理は、定款、総務運営規程、支部運営規程及び本規程の定めによるほか、公益法人会計基準に準拠して処理されなければならないものとします。

(財務委員会)

第 3 条 理事会は財務委員会を設置します。

2 財務委員会は代表理事の委任を受けて当会の会計を管理します。

3 財務委員会は、少なくとも3カ月に一度、財務内容を理事会に報告し承認を得るものとします。

(会計責任者)

第 4 条 当会の会計責任者は専務理事とします。

2 支部会計の会計責任者は支部事務局長とします。

(会 計 年 度)

第 5 条 当会の会計年度は、定款の定める事業年度にしたがい、毎年4月1日から翌年3月末日までとします。

(会 計 区 分)

第 6 条 会計区分は、次のとおりとします。

(1) 公益目的事業会計

(2) 共益事業等会計

- (3) 収益事業等会計
- (4) 法人会計
- 2 前項の(1)(2)(3)(4)の事業については、内容に応じて更に区分するものとします。
- 3 内部取引がある場合には、別途把握し、会計年度末において内部取引消去を行うものとします。

(会計単位)

第 7 条 当会は、本部会計と支部会計を会計単位とし、結合して法人の会計とします。

(帳簿書類の保存期間)

第 8 条 経理に関する帳簿、伝票及び書類の保存期間は次のとおりとします。

- (1) 財務諸表及び付属明細書並びに財産目録、収支予算書 永久
- (2) 会計帳簿及び会計伝票 10年
- (3) 証ひょう書類 10年
- (4) その他の書類 7年
- 2 前項の保存期間は、決算に関する理事会終結の日から起算するものとします。
- 3 帳簿等を焼却その他の処分に付する場合は、事前に経理責任者の指示又は承認によって行うものとします。

第 2 章 勘定科目及び会計帳簿

(勘定科目の設定)

第 9 条 各会計区分においては、収入及び支出の状況並びに財政状態を的確に把握するために必要な勘定科目を設けます。

- 2 各勘定科目の名称、性質及び処理基準については、財務委員会で定めるものとします。

(勘定処理の原則)

第 10 条 勘定処理を行うに当たっては、特に次の原則に留意しなければなりません。

- (1) すべての収入及び支出は予算に基づいて処理しなければなりません。
- (2) 収入科目と支出の科目とは直接相殺してはなりません。
- (3) その他、一般に公正妥当と認められた会計処理の基準に準拠して行います。

(会計帳簿)

第 11 条 会計帳簿は次のとおりとします。

- (1) 主要簿
 - ア 仕訳帳

- イ 総勘定元帳
- (2) 補助簿・証憑
 - (1) 現金勘定帳 (7) 車輛台帳
 - (2) 銀行勘定帳 (8) 諸契約書綴
 - (3) 固定資産台帳 (9) 債券発行、入会金納入記録帳
 - (4) 特定資産台帳 (10) 会員別会費、入会金納入記録帳
 - (5) 月毎領収書綴 (11) 切手、収入印紙購入、使用明細帳
 - (6) 什器備品台帳 (12) その他収支、財産を掌握するために必要な帳票類

(帳簿の更新)

第 12 条 帳簿は、原則として会計年度ごとに更新します。

第 3 章 予 算

(予算の目的)

第 13 条 予算は、各会計年度の活動方針に基づく事業計画を推進するために、明確な計数をもって表示し、かつ、予算と実績との比較検討を通じて事業の円滑な運営を図ることを目的とします。

(事業計画書及び予算書の作成)

第 14 条 事業計画書及び収支予算書は、会計区分及び会計単位ごとに毎会計年度開始前に財務委員会が作成し、理事会の承認を得るものとします。

2 前項の規定にかかわらず、総会開催前の年度当初の収入支出については、理事会の承認を得て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて業務を執行することができるものとします。

(予算の執行者)

第 15 条 予算の執行者は代表理事とし、その執行に当たっては、代表理事の委任を受けて会計責任者が行うものとします。

(予算の流用)

第 16 条 予算の執行にあたり、各科目間において相互に流用を行う必要が生じた場合、予め代表理事の委任を受けた財務委員長承認を得るものとします。

(予備費の計上)

第 17 条 予測しがたい支出、予算の不足を補うため、支出予算に相当額の予備費を計上するこ

とができるものとします。

(予備費の使用)

第 18 条 予備費を支出する必要がある時は、代表理事の承認を得て行い、次の理事会に報告し、その承認を得なければなりません。

(予算の補正)

第 19 条 やむを得ない理由により、予算の補正を必要とするときは、財務委員長は補正予算を編成します。補正予算は理事会の承認を得て、会員総会に提案し承認されなければなりません。実績額が当初予算の増減 20%を超えるときは、補正予算を組まなければなりません。

第 4 章 金 銭

(金銭の範囲)

第 20 条 この規程において金銭とは、現金、預金及び振替貯金をいいます。

2 現金とは、通貨、小切手、郵便為替証書、振替貯金証書及び官公署の支払通知書をいいます。

3 満期日が 3 カ月以内の定期預金・定期積金は金銭に含めるものとします。

(出納責任者)

第 21 条 金銭の出納、保管については、その責に任じるため出納責任者を置かなければなりません。

2 出納責任者は、会計責任者が任命します。

(出納用印鑑)

第 22 条 銀行取引用の印鑑は、会計責任者が保管し、押印するものとします。

(金銭の出納)

第 23 条 金銭の出納は、会計責任者の承認印のある会計伝票に基づいて行われなければなりません。

(金銭の保管)

第 24 条 収納した金銭は、小口現金を除き金融機関に預け入れなければなりません。

(残高の照合)

第 25 条 出納責任者は、現金については、毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高とを照合しなければなりません。

2 預貯金については、毎月 1 回、預貯金の残高を証明できる書類により、その残高を帳簿残高と照合し、差額がある場合は預貯金残高調整表を作成して経理責任者に報告しなければなりません。

(収支月計表の作成)

第 26 条 出納責任者は、毎月 10 日までに、前月分の現金、預金の収支月計表を作成して、会計責任者に提出しなければなりません。

(資金の調達)

第 27 条 当会の事業運営に要する資金は、会費収入、入会金収入、寄附金収入、事業収入、その他の収入によって調達するものとします。

(金融機関との取引)

第 28 条 金融機関との預金取引などを開始、又は廃止する場合は、代表理事の承認を得て会計責任者が行います。

2 金融機関との取引は、代表理事の名をもって行います。

3 支部では支部長名をもって行います。

第 5 章 固定資産

(固定資産の範囲)

第 29 条 この規程において、固定資産とは次の各号をいいます。

基本財産	土地 投資有価証券	定款において基本財産と定められた資産 満期保有目的の債券等、流動資産の区分に記載されない有価証券（貸付信託受益証券等を含む）で基本財産と定めたもの
特定資産	退職給付引当資産 〇〇積立資産	特定の目的のために用途等に制約を課した資産 退職給付を支払うための特定預金等 特定目的のために積み立てられた資産（特定費用準備資金、資産取得資金等を含む）
その他固定資産	建物 構築物 車両運搬具	建設中又は制作中の有形固定資産（工事前払金、手付金等を含む）

	什器備品 土地 建設仮勘定 借地権 電話加入権 敷金 保証金 投資有価証券	
--	--	--

- 2 その他の固定資産に掲記した有形固定資産は、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が100,000円以上の使用目的の資産をいいます。

(固定資産の取得価額)

第30条 固定資産の取得価額は、次の各号によるものとします。

- (1) 購入により取得した資産は、公正な取引に基づく購入時価にその付帯費用を加えた額
- (2) 寄与により取得した資産は、その資産の取得時の公正な評価額

(固定資産の売却)

第31条 固定資産を売却するときは、売却先、売却見込代金、その他必要事項を記載の上、理事会の決裁を受けなければなりません。

(減価償却)

第32条 固定資産の減価償却については、毎会計年度末に定額法によりこれを行います。

(現物の照合)

第33条 固定資産は、常に良好な状態において管理し、各会計年度1回以上は、固定資産台帳と現物を照合し、差異がある場合は、所定の手続きを経て帳簿の整備を行わなければなりません。

第6章 有価証券

第34条 有価証券・投資有価証券を資金の運用のために取得するときは、事前に理事会の決議を得るものとします。

第35条 有価証券・投資有価証券を資金の運用のために取得するときは、安全かつ確実なものに限定し、投機的運用は行わないものとします。

第36条 有価証券・投資有価証券は次の3つに区分します。

- (1) 満期保有目的のもの：原則として取得価格によって計上し、時価評価は行わないも

のとします。但し、時価が著しく下落した場合はこの限りではありません。

(2) 一時的保有目的のもの：資産の時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とします。

(3) その他：i) 株式 ii) 債券について「金融商品会計に関する実務指針」によって処理します。

第 7 章 物 品

(物品の範囲)

第 37 条 この規程において、物品とは次の各号のものをいいます。

(1) 消耗品

(2) 耐用年数 1 年以上のもので、取得価額が 100,000 円未満のもの

(物品の購入)

第 38 条 物品の購入は、収支予算に基づいて、会計責任者の決裁を得て行います。

(物品の管理)

第 39 条 管理責任者は、経費を支出したもののうち物品として管理するものは、固定資産に準じて物品台帳を設けてその記録及び整理を行わなければなりません。

(物品の照合)

第 40 条 物品については、各会計年度において 1 回以上物品台帳と現物の照合をなし、消耗品については、各会計年度末において実地棚卸を行わなければなりません。

第 8 章 決 算

(決算の目的)

第 41 条 決算は、1 会計期間の会計記録を整理し、その収支の結果を予算と比較して、その収支状況や財産の増減状況及び 1 会計期間末の財政状態を明らかにすることを目的とします。

(決算の種類)

第 42 条 決算は、月次決算と中間決算、年度決算に区分して行います。

(月次決算)

第 43 条 会計責任者は、毎月末に会計記録を整理し、次の計算書類を作成するものとします。

(1) 正味財産増減計算書

(2) 貸借対照表

(計算書類の作成)

第 44 条 会計責任者は、年度決算に必要な手続を行い、次に掲げる計算書類を作成し、代表理事に報告しなければなりません。

- (1) 計算書類
 - ① 貸借対照表
 - ② 正味財産増減計算書（損益計算書）
- (2) 事業報告
- (3) 計算書類の附属明細書
 - ① 重要な固定資産の明細
 - ② 引当金の明細
- (4) 事業報告の附属明細書
- (5) 財産目録

(計算書類の確定)

第 45 条 会計責任者は、財務委員長立会いの下で前条の計算書類について、監事の監査を受けなければなりません。

第 46 条 財務委員長は、監事の意見書を添えて理事会へ提出し、その承認を受けて決算を確定します。

第 47 条 この規程に定めのない会計に関する事項は、平成 20 年 4 月 11 日内閣府公益認定等委員会の発出による「公益法人会計基準について」（新・新公益法人会計基準）及び「『公益法人会計基準』の運用指針」を参考とし、参酌するものとします。なお、平成 16 年 10 月 14 日「公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申し合わせ」による「公益法人会計基準の改正等について」（新公益法人会計基準）をもあわせて参考とします。

(会計処理規程の改廃)

第 48 条 この規程の改廃は、理事会が行います。

附 則

本規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行します。

(2010 年 6 月 17 日第 2 回理事会において一部改正)

一般社団法人 北海道中小企業家同友会 教育振興引当特定資産管理運営規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、北海道中小企業家同友会（以下「同友会」という。）の学習活動や社員教育の諸活動の推進を目的とする北海道中小企業家同友会教育振興引当特定資産（以下「特定資産」という。）の管理運営について、必要な事項を定めるものとする。

(事 業)

第 2 条 特定資産は、次の各号に掲げる事業の支援を行うものとする。

- (1) 同友会の全国行事参加者への参加費の補助
- (2) 同友会の全道経営者“共育”研究集会の支援
- (3) 同友会の各種社員教育活動の環境整備、教育機器の充実
- (4) 同友会の「教育講演会」など社会教育活動の支援
- (5) その他前条の目的達成に必要な事業

(管理運営委員会)

第 3 条 特定資産の管理運営に関する次の事項を審議するため、教育振興引当特定資産管理運営委員会（以下「管理運営委員会」という）を置く。

- (1) 特定資産の予算及び決算に関すること。
 - (2) 特定資産の事業計画に関すること。
 - (3) その他特定資産の管理運営に関すること。
- 2 管理運営委員会の委員は、次の者で構成する。
- (1) 共育委員会担当代表理事
 - (2) 財務委員長、共育委員長、共同求人委員長の各常任理事
 - (3) 専務理事
- 3 管理運営委員会に委員長を置き、代表理事をもって充てる。

(事業年度)

第 4 条 特定資産の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(2006 年 3 月 22 日 北海道中小企業家同友会第 7 回理事会にて承認)

(2010 年 6 月 17 日 第 2 回理事会にて一部改定)

一般社団法人 北海道中小企業家同友会基金会計内規

第 1 条 (基金の種類と目的)

本部基金、支部基金をもって本部会計の基金とし、同友会の3つの目的を実現するために活用します。

第 2 条 (基金の原資)

当期収支差額から、日常活動に必要な運転資金(支部では1カ月分を目安とする)、明確な根拠のある引当金(退職金、前受会費、納税、車両、備品、補修)を除き、理事会が適当と判断する額を毎期末に基金に繰り入れます。

第 3 条 (支部基金の会計処理)

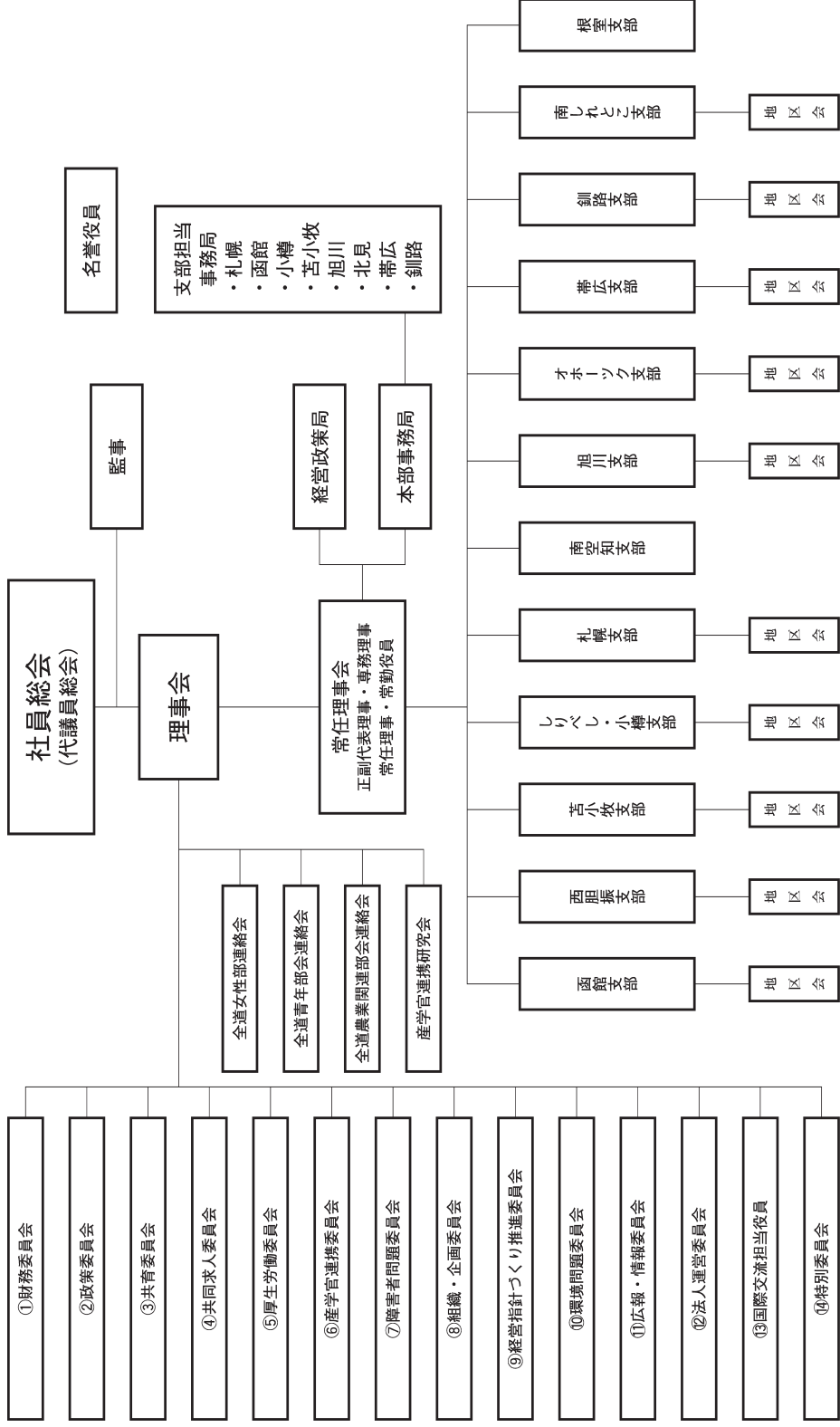
支部は、当期収支差額から日常活動に必要な運転資金(1カ月分程度)、第2条の根拠のある引当金を除く基金相当額を期末までに本部に送金し、本部は各支部の基金拠出金に見合う定期預金を作り管理します。定期預金証書は各支部で保管することにします(但し支部の意向で本部が管理することもできます)。各支部ごとの基金明細を本部決算書に添付します。

第 4 条 (本部・支部基金の取り崩し)

- ①本部基金を取り崩す必要が生じた時には、理事会の承認を得るものとします。
- ②支部が支部基金を取り崩す必要が生じた時は、その趣旨を理事会に説明し承認を得て使用することができます。

(2000年9月19日第3回理事会決定)

一般社団法人 北海道中小企業家同友会 組織図



第43回定時総会で選出された役員

(2011年5月23日開催 順不同・敬称略・()は所属支部・委員会名)

《相談役》

山本 正信	(株)住まいのヤマモト	会 長	(札幌)
大久保 尚孝	北海道中小企業家同友会		

《代表理事》

三神 純一	(株)エミヤ	会 長	(札幌)
守 和彦	(株)ダテハキ	会 長	(〃)
本郷 利武	(株)ユタカ商会	社 長	(〃)

《副代表理事》

田中傳右衛門	(株)和光	社 長	(札幌・全国総会実行委員長)
安井 清吉	(株)ライナーネットワーク	社 長	(旭川支部長)
林 洋一	函館電子(株)	会 長	(函館支部長)
横地 敏光	丸中 釧路中央青果(株)	社 長	(広報・情報委員長)
山本 諭	北海道インダ(株)	社 長	(札幌支部長)

《常任理事》 21名

井上 一郎	(株)光合金製作所	会 長	(しりべし・小樽支部長)
中田 信広	(株)中田建築設計	社 長	(南空知支部長)
今田 正義	(株)甚べい	社 長	(苫小牧支部長)
斎藤 光太郎	(株)ウロコ	社 長	(西胆振支部長)
曾根 一	(株)ネクサス	社 長	(とがち支部長)
海田 有一	(株)海田鋼材	社 長	(ホ-ツク 支部長)
亀岡 孝	総合設備(株)	代表取締役	(釧路支部長)
金曾 義昭	(株)広栄メンテナンス	社 長	(南しれとこ支部長)
高岡 一朗	根室スチレン(株)	社 長	(根室支部長)
岡村 敏之	ダイヤ冷暖工業(株)	会 長	(共育委員長)
藤井 幸一	サンマルコ食品(株)	社 長	(組織・企画委員長)
吉田 孝義	トーワラダンボール(株)	相談役	(政策委員長)
吉岡 潤三	(株)サン設計事務所	社 長	(厚生・労働担当役員)
柏崎 俊雄	アイ・ティ・エス(株)	相談役	(経営指針づくり推進委員長)
山田 修三	(株)サンコー	会 長	(共同求人委員長)
鼻和 憲生	(株)鼻和組	会 長	(法人運営委員長)
福山 恵太郎	ベル食品(株)	社 長	(財務委員長)
渡辺 民嗣	三晃化学(株)	社 長	(産学官連携委員長)
服部 信吾	(株)丸高三信堂	社 長	(国際交流担当役員)
宇山 照江	(株)ウヤマ	会 長	(経営者大学学長)
寿時 康二	(株)寿時	社 長	(札幌支部幹事長)

《専務理事》

細川 修	北海道中小企業家同友会	常勤役員	(員 外)
------	-------------	------	-------

《 理 事 》

赤 裏 茂	(有)札幌キーセンター	社 長	(札 幌)
石 田 修	(株)ノア建築設計事務所	社 長	(〃)
一 関 脩	(株)北海道フキ	社 長	(〃)
伊 藤 雅 彦	(株)伊藤塗工部	専 務	(〃)
植 田 英 隆	(株)りんゆう観光	社 長	(〃)
植 田 惇 慈	(株)りんゆう観光	専 務	(〃)
上 山 博 明	(有)自然エネルギー開発	代表取締役	(〃)
宇佐美 隆	(株)宇佐美商会	社 長	(〃)
大 石 清 司	北嶺不動産(有)	社 長	(〃)
風 間 満	協栄建物管理(株)	社 長	(〃)
柏 原 誠 一	八晃電気(株)	社 長	(〃)
加 藤 紘 一	(株)APプランニング	社 長	(〃)
木野口 功	(株)アイワード	社 長	(〃)
木 下 三 雄	建成興業(株)	社 長	(〃)
工 藤 洋 子	(有)マッシュネット	社 長	(〃)
熊 敏 彦	(株)どうしん厚別販売センター	社 長	(〃)
栗 原 弘	(株)弘ビジネス教育研究所	社 長	(〃)
小 仲 美 智 子	(株)アクアグレース	社 長	(〃)
清 水 昭 子	勇気会医療法人北央病院	勇気会会長	(〃)
鈴 木 暁 彦	拓北電業(株)	社 長	(〃)
関 幸 夫	日本システム機器(株)	社 長	(〃)
土 屋 洋 二	清水勸業(株)	会 長	(〃)
仲 野 満	(有)仲野農園	社 長	(〃)
奈須野 益	(株)リビングサプライ	社 長	(〃)
西 田 宙 文	(株)レポートサービス北海道	社 長	(〃)
濱 田 強	(有)ウイズユー・コーポレーション	社 長	(〃)
深 林 紘 三	(株)宝石の玉屋	会 長	(〃)
藤 田 靖	(株)プリプレス・センター	社 長	(〃)
石 塚 隆 幸	(株)石塚建築設計事務所	会 長	(〃)
蕪 木 清 文	鈴木造園(株)	社 長	(〃)
星 勝 彦	きもの舎けん美(株)	社 長	(〃)
堀 内 信 良	曲堀幸和産業(株)	社 長	(〃)
本阿弥 孝	(株)タナカ	社 長	(〃)
寺 田 政 男	(有)北海道新聞寺田販売所	社 長	(〃)
行 澤 勇	北央薬品販売(株)	社 長	(〃)
渡 邊 葉 子	(株)葉花園	社 長	(〃)
小笠原 俊介	オフィス小笠原	所 長	(しりべし・小樽)
寺 下 知 志	ホンダカーズ小樽(株)	社 長	(〃)
新 倉 吉 晴	(株)新倉屋	社 長	(〃)
渡 辺 美 智 留	岩見沢液化ガス(株)	社 長	(南空知)
栗 田 和 成	クローバーシステム(株)	社 長	(旭 川)
東 堂 明	北海道相互電設(株)	社 長	(〃)
中 井 二 郎	(株)アーバンライフ建築総合研究所	専 務	(〃)

本田 和行	(株)富貴堂ユーザック	社長	(〃)
岩橋 浩	(株)ホクコー	社長	(とがち)
落合 洋	(株)テキサス	社長	(〃)
高橋 千尋	(株)ザ・本屋さん	社長	(〃)
山本 英明	(株)山本忠信商店	社長	(〃)
渋谷 光敏	赤坂木材(株)	専務	(林-ツク)
長谷川 幹	(株)長谷川建材	専務	(〃)
高橋 泰助	(株)アイズ	社長	(函館)
田口 修	昭和製菓(株)	社長	(〃)
戸沼 平八	戸沼岩崎建設(株)	会長	(〃)
藤山 幸伸	キョーツー(株)	社長	(〃)
阿部 満	(株)日栄工業	社長	(苫小牧)
杉立 貴昭	光陽商事(株)	社長	(〃)
長谷川 智	(株)鈴木住建	社長	(〃)
鈴木 高士	興和工業(株)	社長	(西胆振)
守屋 聡	守屋建装(株)	社長	(〃)
曾我部 元親	北泉開発(株)	常務	(釧路)
山崎 宏	みどり建工(株)	社長	(南しれとこ)
渡辺 政之	(有)ワタナベ葬儀社	常務	(〃)
田嶋 靖照	(株)ナカイチ	取締役	(根室)
佐藤 紀雄	(社)北海道中小企業家同友会	事務局長	(員外)
西谷 博明	(社)北海道中小企業家同友会	経営政策局長	(〃)

《監事》

池戸 俊幸	(株)戦略会計ネットワーク	代表取締役	(札幌)
高野 一夫	高野公認会計士事務所	所長	(〃)